

森林経営管理制度の取組と森林環境譲与税の活用に向けた支援について ～協議を重ねた仕組みづくり～

1 テーマの趣旨・目的

山口県西部に位置する下関市は、平成31年4月に森林経営管理制度が施行されたことを受け、森林経営管理制度に沿って森林所有者の意向調査を始めたものの、制度運用に対する市の具体的な方針がないため、意向調査の結果をどう処理していくか、予算をどのくらい確保すればいいか、など対応に苦慮していた。

そのため、森林経営管理制度の取組や森林環境譲与税を活用した地域の森林整備をどのように進めていくか検討していくこととなり、令和3年7月から関係者による協議を繰り返し行ってきたので、その内容を紹介する。

2 現状及びこれまでの取組の成果・課題

(1) 現状

市内の民有林面積約46千ha(人工林率37%)のうち、私有林人工林面積は約11千haあり、中核事業体である山口県西部森林組合(以下、森林組合)が間伐を主体とした森林整備を行っているが、市や公社等の施業を毎年一定量受注していることに加え、労務不足や機械化の遅れもあり、私有林の施業は約60ha/年程度と少ない状況である。なお、施業地も点在し集約化が進んでいない。

また、市内では小規模な素材生産業者による主伐が行われているものの、その後の再造林につながっていない。このような現状を踏まえて協議を重ねていった。

(2) 取組内容

① 方向性の整理(方針の作成)

協議は、市・森林組合・やまぐち森林経営管理サポートセンター※(以下、SC)・県下関農林事務所の4者で行った。

まずは、円滑な制度運用を目指すために、「何を」「どれだけ」「どうやって」するかを整理した「方針」が必要

要であるという認識のもと、地域の現状・課題を数値等で整理した。

次に、地域の現状・課題に対して、森林整備、人材育成・担い手の確保、木材の利用促進、普及啓発の4つの方向性を示す「基本方針」と、森林整備に関してはより内容を掘り下げる「森林整備方針」をまとめるとした。

具体的には、森林所有者自らの経営管理や森林組合等への委託を促して森林経営計画の作成等に誘導することを基本とし、一方で自らが管理できない森林について、収益の見込める経済林は集約化し、資源の循環利用を図る「木材生産林」に、収益が見込めない非経済林は間伐により公益的機能の発揮を図る「環境保全林」に区分した。

基本方針

- ・森林整備の推進(私有林の適正管理)
→公益的機能の発揮、資源の循環利用
- ・人材育成、担い手の確保
- ・木材利用の促進
- ・普及啓発(森林整備の必要性等)

森林整備方針

- ・経済林：木材生産林
- ・非経済林：環境保全林
- ・現状を踏まえた目標量
- ・対象森林の絞り込み規定

← 優遇支援

方針内容

(※やまぐち森林経営管理サポートセンター：市町の林业技術職員の配置が少ない現状等を踏まえ、森林経営管理制度等に係る業務の支援、研修会の開催等を行っている組織。)

② 協議内容

これらの方針は、市の意向を示すものになることから丁寧な協議を重ねた。県内外の必要な情報等はSCの協力を得て入手した。

協議した具体的な内容は以下のとおりであるが、方

針の内容に加え、具体的な事務処理方法など多岐にわたる内容となつた。

ア 環境保全林の協議内容

(市町村管理事業による整備)

(ア) 具体的な業務内容・流れ

- ・区域分け、順位付け、優先規定
- ・意向調査、集積計画、発注業務
- ・発注にあたっての積算方法

(イ) 進捗管理

- ・地域別の工程表作成、定期的な進捗確認

(ウ) 目標設定

- ・現行の労務実態を考慮した目標量設定

イ 木材生産林の協議内容

(集約化した木材生産団地の整備)

(ア) 誘導策の検討

- ・集約化の促進
- ・所有者負担ゼロとなる優遇支援内容

(イ) 木材生産団地の選定

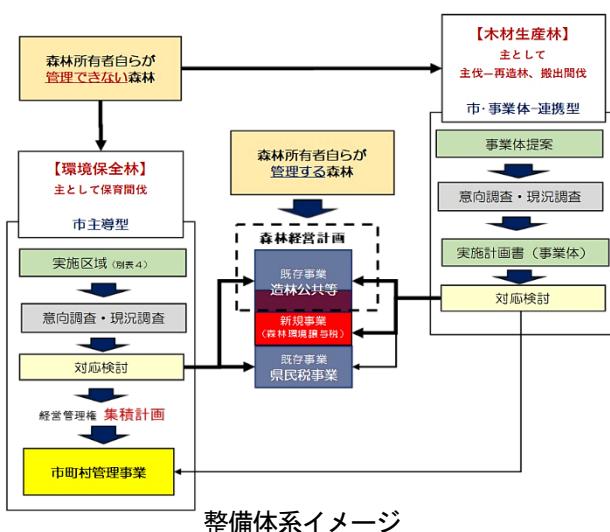
- ・団地候補の絞り込み、団地認定条件

(ウ) 補助金の制度設計と予算の確保

- ・所有者負担ゼロとするための査定方法
- ・必要な予算規模の試算

(エ) 具体的な業務内容・流れ

- ・提案、事業計画書、団地認定、意向調査等、既存補助制度と優遇支援の活用



協議した内容を形にするには、市の決裁過程で担当者が上司に説明し納得してもらう必要があるため、資料作成において、数的根拠、効率性、効果性、省力化

等を意識することに努めた。また、実務担当で始まつた協議だが、協議内で市の判断が必要な場面もあることから途中から市担当の上司（課長補佐級）が出席することとなった。

さらに、方向性確認のために市幹部への説明も行い、予算化を確実なものにするために森林組合から市長に対して要望書も提出された。

こうして現在に至るまで協議を重ね、気付けば3年間で50回以上も協議記録が残っていた。なお、市との協議が円滑に進むよう、必要に応じて2者（SC・県／森林組合・県）や3者（森林組合・SC・県）による協議で事前に内容整理するなど、段階的に進めることも多々あった。



(3) 成果

基本方針は、「森林環境税等の活用に向けた基本方針」として令和5年2月に制定された。

森林整備方針は、「森林整備の推進に向けた取組方針」として、令和6年5月に制定された。

① 環境保全林（市町村管理事業による整備）

森林整備方針に沿って順次意向調査が進められており、最初に意向調査を実施した地域では「経営管理権集積計画」の作成・公表を経て市町村管理事業により保育間伐が実施されている。

② 木材生産林（集約化した木材生産団地の整備）

意欲と能力のある林業経営者が木材生産団地を選定・提案、市の認定を経て優遇支援を受けられる仕組みとし、令和6年度に予算を確保、団地の認定要領が制定された。同要領では、一定以上の人工林率や資源成熟度、素材生産量等といった認定条件を設けている。

この仕組みにより集約化を促すとともに、団地内における植栽（シカ対策含む）・下刈・保育間伐・基幹作業道整備（路面工含む）に対して優遇支援することで

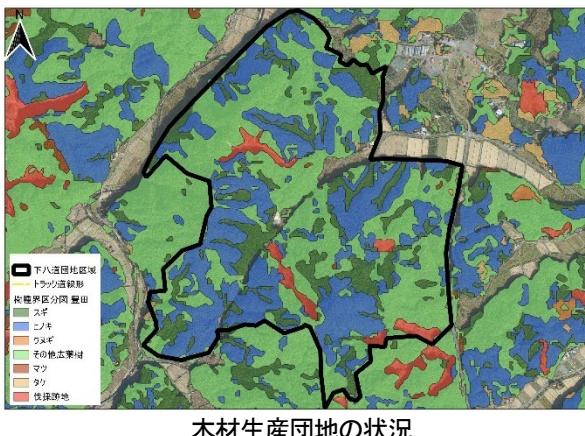
所有者の費用負担がゼロとなり、循環型林業の積極的な実施を誘導していくこととしている。

なお、「ゼロカーボンシティしものせき」を宣言している市の方向性も考慮して、当該優遇支援のための補助金は、森林の二酸化炭素吸収機能をより発揮させ、脱炭素社会の実現に資する取組として予算化された。

また、市町村森林整備計画のゾーニングにおいて、当該団地を木材生産機能維持増進森林のうち特に効率的な施業が可能な森林に設定し、この仕組みの後押しをすることとした。

(4) 課題

今後は、木材生産団地内で、優遇支援を活用して実際に森林整備を進めていくことになる。



木材生産団地の状況



木材生産団地の現地調査（路網検討）

一方で、市は方針制定や予算化に伴い、当然成果（予算の執行状況や目標指標の達成状況）を求められることになる。しかし、森林所有者との森林経営委託契約の締結や森林経営計画の手続きに期間を要すこと、造林補助事業の予算確保が難しい等の影響もあり、初年度は、目標指標である森林整備面積を満足に確保できない可能性が出てきた。

森林組合と団地内の整備計画を何度も練り直した結果、市に納得してもらえたが、初年度は路網整備が中心となることについて、予算編成時に十分に共有しておくべきだった。

2年目以降においては、森林組合が森林所有者との合意形成も含めて具体的かつ現実的な整備計画を立て、市に対して必要な予算を要望し、成果をあげていく必要がある。（目標指標の達成）

なお、整備計画を練り直す過程で、これまで間伐主体だった森林組合から、主伐の実施や林産班の育成に対する積極的な提案があり、さらに、事務簡素化のための森林経営委託契約書や見積書等の内容見直しも始めており、木材生産林の取組に伴う波及効果が現れてきている。

3 今後取組むべき内容

市をはじめとして関係者の皆が日頃の業務に追われ余力がない中で協議を重ねてきた。次の協議日程が決まれば、担当はその日までにやるべきことをやらざるを得なくなるという状況に追い込まれたが、それでも協議を繰り返すことで確実に前に進んでいることは関係者の誰もが実感していた。最近では「ようやくここまできた！」といった発言もあったところである。

今後、環境保全林（市町村管理事業による整備）については、工程表に沿って定期的に進捗を確認していくとともに、毎年度市が発注する森林整備が担い手の確保につながっていくことを期待したい。

また、木材生産林（集約化した木材生産団地の整備）については、森林組合等に対して第2、第3の木材生産団地の選定・提案を促し、仕組みの横展開を図るとともに、施業地のストックを恒常的に確保することで、必要な担い手の確保や機械化が進むこと、さらには主伐・再造林の積極的な実施につながることを期待したい。

テーマである「森林経営管理制度の取組や森林環境譲与税を活用した地域の森林整備をどのように進めていくか」について、まずは森林整備に関しておおむね道筋がついた。次は、人材育成・担い手の確保、木材の利用促進、普及啓発（森林整備の必要性等）などの具体的な取組方針の作成に向け、今後も市とともに協議を重ねていきたい。